

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(国土交通省海事局外航課)

項目名	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置(トン数標準税制)の延長							
税目	法人税							
要望の内容	<p>【制度の概要】 「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた対外船舶運航事業者が、次の船舶に係る利益について、みなし利益課税の適用を受けることができる。</p> <p>① 日本船舶 ② 準日本船舶(対外船舶運航事業者または本邦船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶) 準日本船舶のみなし利益水準(100純トン当たり)は、日本船舶の1.5倍。</p> <p>【要望の内容】 本特例措置の適用期限を5年間延長する。 (その他「日本船舶・船員確保計画」の認定に係る運用の明確化を図る。)</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第59条の2 租税特別措置法施行令第35条の2 租税特別措置法施行規則第21条の17 海上運送法第34条～第39条の9 海上運送法施行規則第30条～第42条の7 海上運送法第35条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令</p> <table border="1" data-bbox="887 1234 1482 1402"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>－ 百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(▲1,300 百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(－ 百万円)</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額	－ 百万円	(制度自体の減収額)	(▲1,300 百万円)	(改正増減収額)	(－ 百万円)
平年度の減収見込額	－ 百万円							
(制度自体の減収額)	(▲1,300 百万円)							
(改正増減収額)	(－ 百万円)							
新設・拡充又は延長を必要	<p>(1) 政策目的 我が国経済・産業の活動を支える日本商船隊(我が国の外航海運事業者が運航する船舶群)による国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の早期確立を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 東日本大震災等の非常時に備えて、国際海上輸送の確保を図ることが重要である。他国の管轄権の影響を受けず、安定的な国際海上輸送を通じた経済安全保障の中核となる外航日本船舶については、現行トン数標準税制に基づき、着実に増加が図られているところである。現行制度を延長することにより、非常時の国際海上輸送に必要な隻数(450隻)を達成する必要がある。</p>							

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策体系における位置付け】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申（平成 19 年 12 月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」）において、経済安全保障の観点から、日本船舶の必要規模は 450 隻とされた。 海洋基本計画（平成 30 年 5 月 15 日閣議決定）において、「日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保を図る」とされた。 <p>【政策評価体系における当該要望措置の位置付け】</p> <p>政策目標 6 . . . 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標 19 . . . 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>業績指標 59 . . . 外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数</p>																	
		政策の達成目標	日本商船隊における日本船舶数を 450 隻とすることを目標とする。																	
		租税特別措置の適用又は延長期間 同上の期間中の達成目標	<p>5 年間（令和 5 年度以降の適用）</p> <p>日本船舶及び準日本船舶の合計隻数を、5 年間（令和 5 年度以降）で 370 隻程度とすることを目標とする</p>																	
	政策目標の達成状況	<p>日本船舶は平成 29 年度の 237 隻から令和 3 年度までに 273 隻まで増加しており、令和 4 年度には 300 隻程度まで増加する見込みである。</p> <p>なお、令和 4 年度には日本船舶及び準日本船舶の合計隻数は 330 隻程度になる見込みである。</p>																		
	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>【適用隻数（見込み）】</p> <p style="text-align: right;">（単位：隻）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本船舶</td> <td>299</td> <td>307</td> <td>316</td> <td>324</td> <td>333</td> </tr> <tr> <td>準日本船舶</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	年度	5	6	7	8	9	日本船舶	299	307	316	324	333	準日本船舶	30	30	30	30
年度		5	6	7	8	9														
日本船舶	299	307	316	324	333															
準日本船舶	30	30	30	30	30															
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>日本商船隊の中核である日本船舶については、トン数標準税制の導入の効果もあり、これまでの減少基調から増加に転じ、認定事業者による日本船舶の隻数は、トン数標準税制導入時の 77 隻から令和 4 年度末には 290 隻となる見込みである。</p> <p>非常時における国際海上輸送の確保の重要性にかんがみ、トン数標準税制を延長し、「日本船舶・船員確保計画」を令和 5 年度以降も継続することで、早期に 450 隻を確保する必要がある。</p>																			

相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	トン数標準税制（法人住民税、法人事業税）																		
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																		
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																		
	要望の措置の妥当性	本特例措置により、利益の変動が激しい対外船舶運航事業者にとって、毎年の納税額が予見可能となり、高額な船舶投資を安定的・計画的に行うことが可能となるため、政策目的の達成のために効率的な政策手法であり、妥当性を有する。																		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用額</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年</td> <td>7者</td> <td>40,848百万円</td> <td>3,637百万円</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>7者</td> <td>24,757百万円</td> <td>2,601百万円</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>7者</td> <td>110,731百万円</td> <td>25,689百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 認定事業者7社へのアンケート調査に基づき算出</p>				適用件数	適用額	減収額	令和元年	7者	40,848百万円	3,637百万円	令和2年	7者	24,757百万円	2,601百万円	令和3年	7者	110,731百万円	25,689百万円
		適用件数	適用額	減収額																
	令和元年	7者	40,848百万円	3,637百万円																
	令和2年	7者	24,757百万円	2,601百万円																
令和3年	7者	110,731百万円	25,689百万円																	
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>トン数標準税制</p> <p>① 条項：59条の2</p> <p>② 適用件数：4件</p> <p>③ 適用額：11,995,902千円</p>																			
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	日本商船隊の中核である日本船舶については、トン数標準税制の導入の効果もあり、これまでの減少基調から増加に転じ、認定事業者による日本船舶の隻数は、トン数標準税制導入時の77隻から令和4年度末には290隻となる見込みであり、現行制度が有効に活用されている。																			
前回要望時の達成目標	日本船舶及び準日本船舶の合計隻数を、5年間（平成30年度以降）で415隻とすることを目標とする。																			

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>数年前までの海運不況により、各社が船隊規模の縮小を行ったため、準日本船舶が減少し、目標に達しなかった。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>H21年度 日本船舶についてトン数標準税制（5年間）を創設 H24年度 準日本船舶（対外船舶運航事業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶）まで課税の特例とする拡充要望 H25年度 準日本船舶まで対象を拡充 H28年度 準日本船舶について、日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶まで対象とする拡充要望 H30年度 準日本船舶について、日本の船主が海外子会社を通じて保有する一定の要件を満たした船舶まで対象を拡充</p>	